

「宅建」高速解法テクニック講座 ベストセクション過去問

免許の基準（欠格要件）（問題編）～宅建業法[03]より

1 ページ目には問題のみ、2 ページ目には問題と正解（○×）が掲載されています。

解答 出題 正解

1	宅地建物取引業者Aの非常勤の顧問であり、Aに対し取締役と同等の支配力を有するものと認められるBが、刑法第247条（背任）の罪により罰金の刑に処せられたとき、このことを理由としてAの免許が取り消されることはない。	H10-31-2	
2	宅地建物取引業者A社の使用人であって、A社の宅地建物取引業を行う支店の代表者が、刑法第222条（脅迫）の罪により罰金の刑に処せられたとしても、A社の免許は取り消されることはない。	H25-26-2	
3	宅地建物取引業者Aの従業者で、役員又は政令で定める使用人ではないが、専任の宅地建物取引士であるBが、刑法第246条（詐欺）の罪により懲役の刑に処せられたとき、このことを理由としてAの免許が取り消されることはない。	H10-31-3	
4	免許を受けようとする法人の政令で定める使用人が、覚せい剤取締法違反により懲役刑に処せられ、その刑の執行が終わった日から5年を経過していない場合、当該使用人が取締役に就任していなければ当該法人は免許を受けることができる。	H25-43-3	
5	免許を受けようとするA社に、刑法第208条（暴行）の罪により拘留の刑に処せられた者が役員として在籍している場合、その刑の執行が終わってから5年を経過していなければ、A社は免許を受けることができない。	H24-26-3	
6	免許を受けようとするA社に、刑法第206条（現場助勢）の罪により罰金の刑に処せられた者が非常勤役員として在籍している場合、その刑の執行が終わってから5年を経過していなくとも、A社は免許を受けることができる。	H24-26-2	
7	宅地建物取引業者A社の取締役が、所得税法の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられたとしても、A社の免許は取り消されることはない。	R05-29-2	
8	免許を受けようとする法人の政令で定める使用人が、刑法第252条（横領）の罪により懲役1年執行猶予2年の刑に処せられ、その刑の執行猶予期間を満了している場合、その満了の日から5年を経過していなくとも、当該法人は免許を受けることができる。	R01-43-2	
9	免許を受けようとするA社の役員Bが刑法第211条（業務上過失致死傷等）の罪により地方裁判所で懲役1年の判決を言い渡された場合、当該判決に対してBが高等裁判所に控訴し裁判が係属中であっても、A社は免許を受けることができない。	R03-27-3	
10	Aが免許の申請前5年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をした場合には、その行為について刑に処せられていなかったとしても、Aは免許を受けることができない。	H28-37-ウ	

「宅建」高速解法テクニック講座 ベストセクション過去問

免許の基準（欠格要件）（問題&解答編）～宅建業法[03]より

1 ページ目には問題のみ、2 ページ目には問題と正解（○×）が掲載されています。

解答 出題 正解

1	宅地建物取引業者Aの非常勤の顧問であり、Aに対し取締役と同等の支配力を有するものと認められるBが、刑法第247条（背任）の罪により罰金の刑に処せられたとき、このことを理由としてAの免許が取り消されることはない。		H10-31-2	×
2	宅地建物取引業者A社の使用人であって、A社の宅地建物取引業を行う支店の代表者が、刑法第222条（脅迫）の罪により罰金の刑に処せられたとしても、A社の免許は取り消されることはない。		H25-26-2	×
3	宅地建物取引業者Aの従業者で、役員又は政令で定める使用人ではないが、専任の宅地建物取引士であるBが、刑法第246条（詐欺）の罪により懲役の刑に処せられたとき、このことを理由としてAの免許が取り消されることはない。		H10-31-3	○
4	免許を受けようとする法人の政令で定める使用人が、覚せい剤取締法違反により懲役刑に処せられ、その刑の執行が終わった日から5年を経過していない場合、当該使用人が取締役に就任していなければ当該法人は免許を受けることができる。		H25-43-3	×
5	免許を受けようとするA社に、刑法第208条（暴行）の罪により拘留の刑に処せられた者が役員として在籍している場合、その刑の執行が終わってから5年を経過していなければ、A社は免許を受けることができない。		H24-26-3	×
6	免許を受けようとするA社に、刑法第206条（現場助勢）の罪により罰金の刑に処せられた者が非常勤役員として在籍している場合、その刑の執行が終わってから5年を経過していなくとも、A社は免許を受けることができる。		H24-26-2	×
7	宅地建物取引業者A社の取締役が、所得税法の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられたとしても、A社の免許は取り消されることはない。		R05-29-2	○
8	免許を受けようとする法人の政令で定める使用人が、刑法第252条（横領）の罪により懲役1年執行猶予2年の刑に処せられ、その刑の執行猶予期間を満了している場合、その満了の日から5年を経過していなくとも、当該法人は免許を受けることができる。		R01-43-2	○
9	免許を受けようとするA社の役員Bが刑法第211条（業務上過失致死傷等）の罪により地方裁判所で懲役1年の判決を言い渡された場合、当該判決に対してBが高等裁判所に控訴し裁判が係属中であっても、A社は免許を受けることができない。		R03-27-3	×
10	Aが免許の申請前5年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をした場合には、その行為について刑に処せられていなかったとしても、Aは免許を受けることができない。		H28-37-ウ	○